

## 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

### 項目・申請方法等検討部会（第12回）

#### 議事録

- 1 開催日時：令和7年7月11日（金）14：00～16：00
- 2 開催場所：WEB会議
- 3 議題
  - ・第11回項目・申請方法等検討部会での意見を踏まえた建設工事等の入札参加資格審査に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台の対応方針について
  - ・建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通の業種のたたき台について
- 4 議事概要
  - ・事務局から資料1に沿って、第11回項目・申請方法等検討部会での意見を踏まえた建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台の対応方針について説明。その後、構成員と意見交換を実施。
  - ・事務局から資料2に沿って、建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査の業種の共通化の考え方を説明。その後、構成員と意見交換を実施。

#### 【意見交換】

○構成員 ●総務省

- 建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台の対応方針について

（資料1-申請項目一覧項番7「建設業許可番号」についての意見）

- 建設業許可を有する事業者が少額工事に係る資格申請を行えるようにしている自治体もあるため、建設業許可の有無により事業者を「少額工事」か、それ以外（建設業許可を必要とする工事）かに区分した場合、支障が出る可能性がある。
- 建設業許可を取得していない事業者に対しても、入札参加資格審査の申請を受け付けている団体におかれては、当該事業者について、軽微な工事に係る資格区分に登録されるものと認識しているが、事業者登録後の管理運用の実態についてご教示いただきたい。
- 本団体では、明確な管理はしていないが、建設業許可を取得していない、あるいは、

取得していたとしても経営事項審査の点数を入れていない業種がある事業者については、職員が目視で確認し軽微な工事に落とし込む作業をしており、内部的に確認できる体制となっている。前述の事業者が落札者となった場合においては、当該事業者が応札した金額が、軽微な工事の基準額を超過しているか否かを判断するための参考資料として、限定的に利用している。なお、入札については、軽微な工事に係る資格区分に登録されている事業者のみを対象とした発注は行っていない。

- 本団体では、システムの仕様として経営事項審査のP点がない業種については、少額工事の資格申請希望にチェックを入れられるような仕様になっており、建設業許可を取得しているものの経審を受けていない業種においても少額工事に係る資格申請を希望することができる運用が図られている。

(資料1-申請項目一覧項番17「営業所情報・受任者情報」についての意見)

- 建設工事の場合、営業所によって受注できる業種が限定されており、この点は物品・役務等と大きく異なるため、丁寧に考える必要がある。地域における支店の管轄を明確にするため、営業所の登録方法と業務担当区域の整理が必要と考えるが、今後の展望を教えていただきたい。
- ご指摘を踏まえて考える必要があるが、現段階では、物品・役務と同様に、各団体に対して、それぞれ1つの支社が対応する1対1の関係になることを想定している。

(資料1-申請項目一覧項番18「申請地方公共団体ごとの登録先」についての意見)

- 地域事業者の持続可能性担保のために、本団体では発注の際に工事の難易度や規模に応じて、本社、営業所の地域要件を設けており、他の自治体でも色々な工夫をされていると思う。
- 登録先を1つとする場合、地域インフラを支える事業者の受注機会が減少し、中長期的にはそのような事業者の弱体化につながるのではないかと懸念される。
- 資格の登録先を本社のみにし、発注案件ごとに営業所への委任を認める方法も考えられる。しかし、発注ごとに地域要件を設定する場合、地域内にどの程度工事を受けられる営業所が所在しているかの事前把握が困難となるため、入札の競争性担保に懸念が生じる。また、発注案件ごとに建設業法上の営業所であることの審査が必要となり、発注者、受注者ともに負担となることが考えられる。

(資料1-必要書類一覧項番22「総合評定値通知書の写し」についての意見)

- 審査基準日について、有効期間で最新のものと設定する場合、基となるデータ情報の即時性を一定担保する必要がある。
- また、経営事項審査情報については、各団体がどういったデータを参照しているか確認する必要があるのではないか。
- 一般財団法人建設業技術者センター（CE財団）とのデータ連携を採用する場合、有償データのため、提供される情報の利用に関して、ライセンス上の制約等を確認する必要がある。
- 経営事項審査の取得は決算日に基づくものであり、審査基準日を最新のものとした場合、各事業者がそれぞれのタイミングで異なる年度のものを提出する可能性がある。経審の点数の条件が年度によって切り替わることもあり、格付け等で平等に取り扱うことができないと思われる。したがって、経審の基準日を一定の期間を区切って定めるほうがよいと考える。

➤ 建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査の業種の共通化について

(資料2-建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種の現状についての意見)

- 本団体では、建設業許可に基づく業種区分とは別に、より大きな枠組みとして「参加希望工事」という概念を設けている。発注する際には、入札公告において、「参加希望工事」土木一式工事の中に「建設業許可業種」の土木一式工事や、とび・土工、石工事等が入っている。
- 団体ごとに、発注の切り分けの仕方や工事の示し方、また、それに対応した業種を設定していることが考えられる。仮に入札参加資格審査申請手続において、各団体が独自に設定した業種区分の設定が廃止され、建設業法に定められた29業種をそのまま申請業種として採用する運用に変更された場合、複数の建設業許可が必要となる工事等を発注する際には、従来のような独自業種による発注ではなく、建設業法上の複数業種を組み合わせた発注をかける流れがあり得る。後続の電子入札システムに対して、複数業種を組み合わせたデータ連携が可能か等、既存システムとの連携がネックになるのではないか。

- 29業種に加え、「その他」という区分を設定している団体におかれては、「その他」は具体的にどのようなものの受皿になっているのか。
- 本団体で、「その他」の項目を使用している事業者は2社のみであり、主たる業務以外にも必要に応じて対応可能であるという、柔軟な姿勢を示すために使用していると推測する。以前使っていたシステムから引き継いだ経緯で残っているもので、実際にその他の区分においてどのような業務があるかまでは把握できていない。
- 本団体では、経営事項審査の評価結果通知書の項目「その他」をそのまま取り入れているのみであり、「その他」という業種で発注をかけるということはないが、申請の際、評価結果通知書をそのまま転記するよう指示を出しているため、該当があれば「その他」の記載を求めている。

(資料2-建設工事の業種の共通化の検討についての意見)

- 本団体としては、29工種を大分類として共通申請項目とすることについて、異論はないが、建設工事の例示の分類を小分類とするのは、困難ではないかと考える。現時点で小分類を提示するのではなく、こういった分類があるのかももう一度集めてもいいのではないか。
- 何らかの統一的な基準を示すことが、各団体の判断に寄与するのではないかと考えており、そのうえで実際の運用において必要とされる項目を聞き取り、対応を検討していきたいと考えている。
- 本団体では、共同受付化の便宜上、29工種に加えて、森林整備についても建設工事の申請の中に項目としてあるが、森林整備の資格の申請者数は多くなく、仮に森林整備のみ個別申請となっても、大きな影響は生じないと考えている。また、県内の市町村の多くも、役務や建設工事の資格で発注をかけており、建設工事は建設工事だけで検討してもよいと考えている。
- 本団体では、事業者の品質を担保する目的で、CORINSの工種に対応して申請する科目を決めており、業種が29業種よりも多くなっている。

(資料2-選択することのできる業種の数・希望順位の検討についての意見)

- 選択できる業種の数制限する理由として、不良・不適格な事業者を選定するリスクの低減の他に、大手の総合建設会社（ゼネコン）の多業種への参加を抑制させ、中小企

業等の受注機会を担保する点が考えられる。したがって、選択できる業種数の制限の撤廃については、他団体の事例を踏まえ改めて確認いただきたい。

- 本団体の中小企業保護の取組としては、発注に際し、所定の点数以下の資格総合点数の基準を設けたり、指定の地域内に本店を有していること等を要件として設けたりといったことを行っている。
- 本団体では、実際の資格認定に際し、発注金額に応じた格付を行っている工種が幾つかある。また、事業者の本社所在地や営業所の所在地に基づいて地域区分を設けており、一定の規模を有する事業者と小規模な事業者とを区分して資格を認定している。

(資料2-その他構成員からの事前意見)

- 土木施設維持管理を独立した資格として設けている趣旨や経緯は何か。
- 詳細な経緯は不明だが、入札公告する資格ごとに後続のシステムが分かれており、物品・役務で公告をすると物品・役務の電子調達システムを使い、土木で公告をすると土木の電子審査システムを使うといった運用をしている。土木施設維持管理は土木の方で入札公告をしているため、独立した資格として設けていると考えられる。
- 入札参加資格審査申請システムが共通化となった場合、土木施設維持管理を物品・役務等に含み運用することに支障はあるか。
- 現状、物品・役務等と土木施設維持管理の有資格者名簿を分けて作成、公表しており、システム共通化後も名簿を分けて運用できるのであれば支障はないと考えるが、現段階で共通化しても問題ないとは言い切れない。

(その他意見-資格審査・格付け等の意見について)

- 本団体では、2つの審査段階を設けているが、入札参加資格の申請の段階では個別の契約実績等については審査していない。また、事業者の信頼性の確保については、実際に入札を行い落札する前の段階で個別に過去の契約実績や履行実績の提出を求め確認しており、CORINSに注目して何か確認しているということはない。
- 本団体では建設工事と建設コンサルタントは同じ資格の中で扱っており、建設コンサルタントも格付けを行っている。
- 本団体では、各構成団体にて資格総合点数の算出や格付を行っている。建設工事については経営事項審査情報のP点に加え、独自の加点項目を設け、資格総合点数を算出し

ている。測量・建設コンサルタント等については、資格の有無のみで審査している。

- 本団体の場合、構成団体のうち一部では、29工種のうち5工種について格付を設定しているが、建設関連業務やコンサルタントについて格付を行っていない。